



国土交通省

中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau**お知らせ**

記者発表資料

令和7年4月24日

配布日

資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ**『河川協力団体』の指定証伝達式を行います**

～「河川協力団体（太田川）」の指定～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川法に河川協力団体制度が創設されたことを受け、太田川水系と小瀬川水系の国が管理する河川管理区間（ダム湖含む）において、河川協力団体を募集しました。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

このたび、令和7年2月6日付けで1団体が指定され、指定証の伝達式を下記のとおり行います。

- 伝達式日時：令和7年4月27日（日） 13時00分～
- 伝達式開催場所：広島市佐東公民館 第三研修室
広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
- 指定団体：古川トンボしらべ隊
（活動を行う区間：太田川水系古川）

太田川
シンボルマーク

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所
電話 082-222-9247（占用調整課）小瀬川
シンボルマーク

【担当】

副 所 長 村上 友章（むらかみ ともあき）
占用調整課長 竹山 真一（たけやま しんいち）
管 理 課 長 松島 弘幸（まつしま ひろゆき）

太田川水系と小瀬川水系の国が管理する区間（ダム湖含む）において指定されている河川協力団体は、今回指定された団体を含め以下の4団体となります。

令和 2年3月12日指定

（１）せせらぎ会

活動を行う河川の区間 太田川水系古川

令和 3年3月12日指定

（２）山陽工業株式会社

活動を行う河川の区間 太田川水系旧太田川

（３）ひろしまSUPクラブ

活動を行う河川の区間 太田川水系旧太田川

令和 7年2月 6日指定

（４）古川トンボしらべ隊

活動を行う河川の区間 太田川水系古川

■中国地方整備局 河川協力団体指定一覧表(令和6年度に指定した団体)

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所 の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第 36 号	令和7年2月6日	ふるかわ 古川トンボしらべ隊	広島県広島市安佐南区中筋3丁目 18番25号	太田川	古川	左岸:広島県広島市安佐南区八木1丁目1番地先	左岸:広島県広島市安佐南区中筋4丁目15番地先
						右岸:広島県広島市安佐南区八木2丁目8番地先	右岸:広島県広島市安佐南区中須2丁目6番地先

河川協力団体活動状況(太田川水系 太田川河川事務所)

古川トンボしらべ隊は、古川のトンボ相とその生態を解明し、古川の自然環境の魅力を発信することにより、利用者地域住民及び関係行政の水辺環境保全意識の高揚を目的とした活動を行っている。

指定後おおむね5年間の活動実施計画については、古川の生物多様性や健全な水辺環境に対する地域住民の理解促進を図り、ひいては環境保全につなげるべく、野外観察会・パネル展示等を定期的に行うことを予定している。

主な活動場所



野外観察会の様子



モニタリング調査の様子



パネル展示



2023年度 活動状況

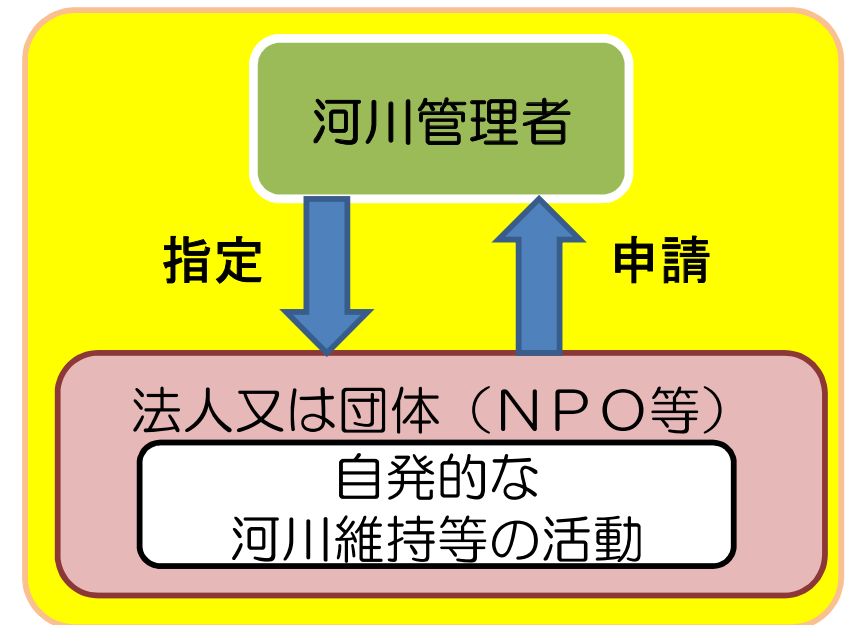
- ★モニタリング調査の実施 (計6回)
- ★観察会の実施 (計2回)
- ★公民館でのロビー展の実施 (期間中閲覧者 919人)
- ★冊子を利用した自主啓発事業の実施 (計2回) 等

河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ピオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

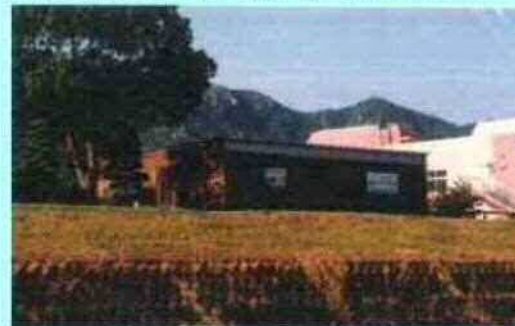
※

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。
委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良